

平成 28 年 9 月 16 日
山口県報号外第 47 号
監査公表第 5 号別冊

平成 28 年度

定期監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

平成 28 年 9 月

山口県監査委員

目 次

平成 27 年度定期監査の結果に基づく措置

・ 監査の結果と措置の内容

1	環境生活部	1
2	健康福祉部	1
3	商工労働部	7
4	農林水産部	8
5	土木建築部	9
6	教育庁	10
7	警察本部	12

・ 意見と改善の内容

1	情報機器の適正な管理について	13
2	時間外勤務手当に係る事務の適正な処理について	13
3	収入証紙の適正な取扱・処理について	14
4	税外収入未済の解消について	14

平成27年度定期監査の結果に基づき措置した内容等について

定期監査の結果に基づく措置

監査の結果	措置の内容																																								
<p>1 環境生活部 男女共同参画課 時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内 容</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">誤払額</th> <th style="width: 30%;">誤払人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給割合・時間数の計算を誤っていたもの</td> <td style="width: 10%;">過少</td> <td style="width: 30%;">60,252円</td> <td style="width: 10%;">5者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>過大</td> <td>11,106円</td> <td>2者</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成27年9月16日)</p>	内 容	誤払額		誤払人数	支給割合・時間数の計算を誤っていたもの	過少	60,252円	5者		過大	11,106円	2者	<p>1 環境生活部 男女共同参画課 平成27年12月に、過少支給分については、該当者へ追加で手当を支給し、過大支給分については過年度戻入の処理を行った。 今後は計算ミスを防止するため、表計算ソフトによる自動計算で事務処理を行うとともに、チェック体制強化を図るため、決裁ルートの見直しを行った。 また、給与事務担当者及び決裁ルート上の職員が、給与事務についての再確認を行った。</p>																												
内 容	誤払額		誤払人数																																						
支給割合・時間数の計算を誤っていたもの	過少	60,252円	5者																																						
	過大	11,106円	2者																																						
<p>2 健康福祉部 (1) 厚政課 次のとおり収入未済があつた。 (一般会計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">歳入の名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">金 額</th> <th style="width: 20%;">未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>過年度分</td> <td>2,968,785円</td> <td>11者</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士修学資金返納金</td> <td>過年度分</td> <td>652,000円</td> <td>2者</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成27年9月16日)</p> <p>(2) 医療政策課 次のとおり収入未済があつた。 (一般会計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">歳入の名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">金 額</th> <th style="width: 20%;">未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師等修学資金貸付金</td> <td>現年度分</td> <td>2,394,000円</td> <td>8者</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成27年8月18日)</p>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	生活保護費返還金	過年度分	2,968,785円	11者	介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000円	2者	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	保健師等修学資金貸付金	現年度分	2,394,000円	8者	<p>2 健康福祉部 (1) 厚政課 未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあつた収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなつた。 引き続き、適宜催告等を行い、収納未済の解消に取り組むこととする。 (一般会計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">歳入の名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">金 額</th> <th style="width: 20%;">未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>過年度分</td> <td>2,965,785円</td> <td>11者</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士修学資金返納金</td> <td>過年度分</td> <td>652,000円</td> <td>2者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療政策課 未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあつた収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなつた。 引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。 (一般会計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">歳入の名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">金 額</th> <th style="width: 20%;">未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師等修学資金貸付金</td> <td>現年度分</td> <td>1,536,000円</td> <td>6者</td> </tr> </tbody> </table>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	生活保護費返還金	過年度分	2,965,785円	11者	介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000円	2者	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	保健師等修学資金貸付金	現年度分	1,536,000円	6者
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																						
生活保護費返還金	過年度分	2,968,785円	11者																																						
介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000円	2者																																						
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																						
保健師等修学資金貸付金	現年度分	2,394,000円	8者																																						
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																						
生活保護費返還金	過年度分	2,965,785円	11者																																						
介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000円	2者																																						
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																						
保健師等修学資金貸付金	現年度分	1,536,000円	6者																																						

(3) 長寿社会課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	現年度分	1,794,420円	9者
	過年度分	146,216,664円	87者

(監査：平成27年8月12日)

(4) 障害者支援課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
心身障害者扶養共済制度掛金	過年度分	40,682,160円	900者
	現年度分	793,820円	2者
障害者住宅整備資金貸付金	過年度分	31,564,975円	27者
	現年度分	180,000円	2者
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	180,000円	2者

(監査：平成27年9月2日)

(5) こども家庭課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	4,573,820円	11者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	266,116,283円	471者
	現年度分	801,200円	28者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	19,446,156円	328者

(監査：平成27年9月8日)

(3) 長寿社会課

未納者に対し、文書・電話等による督促の他、自宅訪問による面談を実施し、償還指導に努めた結果、収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、償還指導を継続し、収納促進に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	現年度分	1,501,720円	6者
	過年度分	142,259,214円	84者

(4) 障害者支援課

未納者に対し、電話・文書催告等を行った結果、指摘のあった収入未済額については平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話・文書催告及び自宅訪問による催告等に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
心身障害者扶養共済制度掛金	過年度分	40,018,860円	883者
	現年度分	670,720円	2者
障害者住宅整備資金貸付金	過年度分	29,665,655円	25者
	現年度分	180,000円	2者
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	180,000円	2者

(5) こども家庭課

償還指導や履行延期等により、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	2,796,900円	9者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	248,576,373円	465者

(6) 岩国健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	5,449,032円	3者
	過年度分	732,000円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	4,728,965円	78者
	過年度分	38,187,877円	123者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	150,700円	20者
	過年度分	386,699円	22者

(監査：平成27年11月16日)

(7) 柳井健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	2,361,048円	23者
	過年度分	17,005,144円	55者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	239,784円	6者

(監査：平成27年11月19日)

(8) 周南健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	817,322円	1者

母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	782,500円	27者
	過年度分	18,476,106円	321者

(6) 岩国健康福祉センター

未納者に対する、訪問、督促等償還指導及び履行延期等の結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末には、次のとおりとなった。

引き続き、継続した指導に努め、収入未済の圧縮に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	5,379,032円	2者
	過年度分	732,000円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	4,339,563円	65者
	過年度分	34,510,716円	119者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	148,300円	19者
	過年度分	384,899円	22者

(7) 柳井健康福祉センター

未納者に対し、電話、文書及び訪問による督促や償還指導を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	2,318,048円	21者
	過年度分	15,159,984円	43者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	234,984円	4者

(8) 周南健康福祉センター

未納者に対し文書による督促や償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととす

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	12,391,266円	183者
	過年度分	56,574,200円	258者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	298,100円	30者
	過年度分	1,256,200円	25者

(監査：平成27年7月23日)

(9) 山口健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	2,234,214円	8者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	5,198,286円	78者
	過年度分	36,696,149円	129者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	193,200円	25者

(監査：平成28年1月18日)

(10) 宇部健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	6,848,618円	102者
	過年度分	47,644,518円	135者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	964,300円	14者

(監査：平成27年12月16日)

る。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	817,322円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	11,006,103円	112者
	過年度分	51,037,456円	149者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	295,700円	24者
	過年度分	1,193,600円	19者

(9) 山口健康福祉センター

未納者に対し、納付催告や償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、納付催告や償還指導に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	805,612円	5者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	4,446,298円	52者
	過年度分	32,861,492円	102者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	142,600円	21者

(10) 宇部健康福祉センター

未納者に対し督促をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、督促を行うなど未収金の徴収に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	6,036,904円	82者
	過年度分	43,354,378円	115者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	878,300円	12者

(11) 中央児童相談所

次のとおり収入未済があった。(宇部児童相談所分を含む。)

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	909,300円	17者
	過年度分	4,504,860円	40者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	3,446,600円	6者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	現年度分	243,520円	7者
	過年度分	1,693,700円	8者

(監査：平成27年6月19日)

(12) 岩国児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	739,760円	10者
	過年度分	3,611,030円	17者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	過年度分	491,600円	2者

(監査：平成28年1月14日)

(11-1) 中央児童相談所

未納者に対し積極的な各種催告などの滞納整理に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、滞納処分も含め早期かつ計画的に組織的な滞納整理に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	542,980円	10者
	過年度分	3,134,010円	24者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	2,605,600円	3者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	現年度分	147,120円	5者
	過年度分	1,358,360円	6者

(11-2) 宇部児童相談所

未納者に対し積極的な各種催告などの滞納整理に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、滞納処分も含め早期かつ計画的に組織的な滞納整理に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	270,700円	4者
	過年度分	1,216,200円	14者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	241,000円	3者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	過年度分	189,600円	2者

(12) 岩国児童相談所

未納者に対し回収に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(13) 周南児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措	現年度分	2,952,810円	33者
置費負担金	過年度分	8,209,003円	57者

(監査：平成27年6月10日)

(14) 下関児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措	現年度分	807,320円	11者
置費負担金	過年度分	7,503,300円	38者
障害児施設等措置	現年度分	264,900円	2者
費負担金	過年度分	1,889,000円	5者

(監査：平成27年7月8日)

(15) 萩児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措	現年度分	310,880円	10者
置費負担金			

(監査：平成27年10月30日)

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措	現年度分	627,350円	7者
置費負担金	過年度分	3,434,350円	14者
情緒障害児短期治療	過年度分	491,600円	2者
施設運営費負担金			

(13) 周南児童相談所

未納者に対し担当福祉司からの呼びかけや、電話催告を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、所内で情報共有を行い組織的に債権管理に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措	現年度分	2,574,510円	25者
置費負担金	過年度分	7,850,803円	49者

(14) 下関児童相談所

未納者に対し電話催告、文書催告及び臨戸催告等をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措	現年度分	601,270円	9者
置費負担金	過年度分	7,359,160円	32者
障害児施設等措置	現年度分	264,900円	2者
費負担金	過年度分	1,829,000円	5者

(15) 萩児童相談所

未納者に対し、電話督促、職場訪問した結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話督促、家庭・職場訪問に取り組むこととする。

<p>(16) 育成学校 次のとおり収入未済があった。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童自立支援施設 運営費負担金</td> <td>過年度分</td> <td>688,150円</td> <td>6者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査：平成27年6月19日)</p>	歳入の名称	区分	金額	未納者数	児童自立支援施設 運営費負担金	過年度分	688,150円	6者	<p>(一般会計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設等措 置費負担金</td> <td>現年度分</td> <td>215,400円</td> <td>3者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(16) 育成学校 未納者に対し再三催告をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において回収実績がなかった。 引き続き、関係機関と連携の上、納付催告に取り組むこととする。</p>	歳入の名称	区分	金額	未納者数	児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	215,400円	3者															
歳入の名称	区分	金額	未納者数																													
児童自立支援施設 運営費負担金	過年度分	688,150円	6者																													
歳入の名称	区分	金額	未納者数																													
児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	215,400円	3者																													
<p>3 商工労働部 経営金融課 次のとおり収入未済があった。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業振興育成 費(中小企業従業 員住宅家賃)</td> <td>過年度分</td> <td>26,580,860円</td> <td>2者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中小企業近代化資金特別会計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業設備 近代化資金貸 付金</td> <td>過年度分</td> <td>79,976,884円</td> <td>31者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小企業高度 化資金貸付金</td> <td>現年度分</td> <td>8,550,000円</td> <td>1者</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>3,923,373,733円</td> <td>12者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査：平成27年10月16日)</p>	歳入の名称	区分	金額	未納者数	中小企業振興育成 費(中小企業従業 員住宅家賃)	過年度分	26,580,860円	2者	歳入の名称	区分	金額	未納者数	中小企業設備 近代化資金貸 付金	過年度分	79,976,884円	31者	中小企業高度 化資金貸付金	現年度分	8,550,000円	1者	過年度分	3,923,373,733円	12者	<p>3 商工労働部 経営金融課 ○中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃) 連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努めたものの、収入未済額は平成27年度末において回収実績がなかった。 引き続き、連帯保証人やその相続人と交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。</p> <p>○中小企業設備近代化資金貸付金 債務者の多くが倒産しており、回収が困難な状況であるが、連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努めた。 その結果、平成27年度末で未収金は次のとおりとなった。 引き続き、連帯保証人や相続人に対して、交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。</p> <p>(中小企業近代化資金特別会計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業設備近 代化資金貸付金</td> <td>過年度分</td> <td>78,446,884円</td> <td>31者</td> </tr> </tbody> </table> <p>○中小企業高度化資金貸付金 残存しながら完済が可能な貸付先については分納による回収を進め、経営が破綻、あるいは経営再建が困難と認められる貸付先に対しては主債務者及び連帯保証人への法的措置を含め、回収に努めた。</p>	歳入の名称	区分	金額	未納者数	中小企業設備近 代化資金貸付金	過年度分	78,446,884円	31者
歳入の名称	区分	金額	未納者数																													
中小企業振興育成 費(中小企業従業 員住宅家賃)	過年度分	26,580,860円	2者																													
歳入の名称	区分	金額	未納者数																													
中小企業設備 近代化資金貸 付金	過年度分	79,976,884円	31者																													
中小企業高度 化資金貸付金	現年度分	8,550,000円	1者																													
	過年度分	3,923,373,733円	12者																													
歳入の名称	区分	金額	未納者数																													
中小企業設備近 代化資金貸付金	過年度分	78,446,884円	31者																													

その結果、平成27年度末の未収金は次のとおりとなった。

引き続き、鋭意回収を行い、未収金の圧縮に努めていく。

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
中小企業高度化 資金貸付金	現年度分	6,750,000円	1者
	過年度分	3,902,887,395円	12者

4 農林水産部

(1) 農林水産政策課

負担金の支払に係る経費の支出伺を行っているものがあった。

内 容	件 数	金 額
農林水産業施策総合調整費の会費、分担金	2件	480,000円

(監査：平成27年9月15日)

(2) ぶちうまやまぐち推進課

次のとおり収入未済があった。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	44,079,000円	10者
	現年度分	2,022,707円	1者
林業・木材産業改善資金違約金	過年度分	729,301円	2者

(沿岸漁業改善資金貸付金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	現年度分	1,855,000円	1者
沿岸漁業改善資金違約金	現年度分	2,294,470円	3者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	31,220,000円	7者
農業改良資金違約金	現年度分	4,329,484円	1者

(監査：平成27年10月22日)

4 農林水産部

(1) 農林水産政策課

会計規則の運用第47条関係を再度確認し、再発防止を図った。

(2) ぶちうまやまぐち推進課

未納者に対し、関係機関等と連携し収納に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、関係機関等と連携して収入未済額の早期解消に向けて取り組んでいく。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	18,803,000円	9者
	現年度分	2,014,707円	1者
林業・木材産業改善資金違約金	過年度分	729,301円	2者

(沿岸漁業改善資金貸付金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	現年度分	1,725,000円	1者
沿岸漁業改善資金違約金	現年度分	1,967,470円	3者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	27,450,000円	6者

農業改良資金違約金	現年度分	4,329,484円	1者
-----------	------	------------	----

(3) 農林総合技術センター

行政財産使用料の納期限について、平成26年4月30日までとすべきところを遅延しているものがあった。

調定額	設定した納期限
274,584円	平成26年12月19日

(監査：平成27年12月22日)

(3) 農林総合技術センター

行政財産使用許可については、チェックリスト(年度当初調定分)を作成し、未処理が発生することがないように事務改善を行った。

5 土木建築部

(1) 住宅課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	190,367,443円	702者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,254,124円	501者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775円	3者

(監査：平成27年10月16日)

(2) 柳井土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
水域占用料	過年度分	400,508円	1者

(監査：平成28年1月12日)

(3) 周南土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

5 土木建築部

(1) 住宅課

家賃・駐車場使用料の未納者については、大半を退去者が占め、回収が困難となっているため、債権回収を弁護士法人に委託するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

また、火災損害賠償金については、債務者が現状において生活困窮者であり、回収が困難なため、平成27年度において回収実績がなかった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	188,108,522円	660者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,033,891円	468者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775円	3者

(2) 柳井土木建築事務所

収入未済については、企業が破産したことに伴うものであり、破産管財人に請求を行っているが、破産手続き中のため、平成27年度において回収実績がなかった。

平成28年3月に破産管財人から清算について連絡を受けたことから、破産管財人と調整し収入未済の解消に取り組んでいる。

(3) 周南土木建築事務所

収入未済については、未納者に対し文書等によ

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る 原因者負担金	過年度分	1,312,500円	1者

(監査：平成28年1月28日)

(4) 防府土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る 原因者負担金	過年度分	232,554円	2者

(監査：平成28年1月20日)

(5) 宇部土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
河川占用料	過年度分	636,000円	1者
工事請負契約違 約金	過年度分	2,183,174円	3者

(監査：平成27年11月18日)

(6) 長門土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る 原因者負担金	過年度分	417,700円	1者

(監査：平成27年10月13日)

る督促を行ったものの、平成27年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

(4) 防府土木建築事務所

2者とも所在不明であり、収入未済の解消は難しい状況である。

(5) 宇部土木建築事務所

河川占用料については、平成28年3月に全額不納欠損処分を行った。(債権消滅による。)

工事請負契約違約金については、未納者3者(いずれも法人)とも事実上倒産しており、財産調査するも換価価値を有する財産がないため、収入未済の解消は難しい状況である。

(6) 長門土木建築事務所

収入未済については、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成27年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

6 教育庁

(1) 人権教育課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学奨 励費	現年度分	17,838,730円	254者
	過年度分	260,613,540円	463者
高等学校等進学奨 励費戻入返納金	過年度分	1,211,000円	13者

6 教育庁

(1) 人権教育課

未納者に対し「督促状」及び「返還のお願い」を送付するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、市町と連携して情報収集に努め、未収金の縮減に取り組んでいる。

(一般会計)

(監査：平成27年9月4日)

(2) 徳山高等学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	721,300円	11者

(監査：平成27年6月1日)

(3) 宇部西高等学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	399,500円	3者

(監査：平成27年12月25日)

(4) 大津緑洋高等学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	445,300円	4者

(監査：平成27年10月30日)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学奨励費	現年度分	17,164,770円	240者
	過年度分	254,388,640円	450者
高等学校等進学奨励費戻入返納金	過年度分	1,211,000円	13者

(2) 徳山高等学校

未納者に対し文書等による督促を行った結果、指摘のあった収納未済額については平成27年度末において次のとおりとなった。

引き続き、文書等による督促に取り組んでいる。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	189,900円	3者

(3) 宇部西高等学校

未納者に対し文書等による督促を行ったが、指摘のあった収入未済額については回収実績がなかった。

収入未済額のうち210,200円(2者)については、平成28年3月に不納欠損処分を行った。(債権消滅による。)

残る189,300円(1者)については、引き続き督促に取り組んでいる。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	189,300円	1者

(4) 大津緑洋高等学校

未納者に対し文書等による督促を行ったが、指摘のあった収入未済額については回収実績がなかった。

収入未済額のうち417,500円(2者)については、平成27年6月に不納欠損処分を行った。(債権消滅による。)

残る27,800円(2者)については、引き続き督促に取り組んでいる。

(一般会計)

<p>(5) 山口総合支援学校 前渡を受けた資金について、前渡資金経理簿に登録していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="207 481 805 683"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>資金前渡額</th> <th>資金前渡 年月日</th> <th>支払 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なつめ祭（文化祭） の実習生産物販売 に係るつり銭</td> <td>57,600円</td> <td>平成26年 11月21日</td> <td>平成26年 11月25日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（監査：平成28年1月27日）</p>	内 容	資金前渡額	資金前渡 年月日	支払 年月日	なつめ祭（文化祭） の実習生産物販売 に係るつり銭	57,600円	平成26年 11月21日	平成26年 11月25日	<table border="1" data-bbox="853 152 1449 295"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日制高等学校授業料</td> <td>過年度分</td> <td>27,800円</td> <td>2者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 山口総合支援学校 今後は前渡資金経理簿への登記に漏れないよう徹底した。</p>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	全日制高等学校授業料	過年度分	27,800円	2者																
内 容	資金前渡額	資金前渡 年月日	支払 年月日																														
なつめ祭（文化祭） の実習生産物販売 に係るつり銭	57,600円	平成26年 11月21日	平成26年 11月25日																														
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																														
全日制高等学校授業料	過年度分	27,800円	2者																														
<p>7 警察本部 次のとおり収入未済があった。 （一般会計）</p> <table border="1" data-bbox="207 922 798 1160"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放置違反金</td> <td>現年度分</td> <td>3,060,000円</td> <td>194者</td> </tr> <tr> <td>放置違反金延滞金</td> <td>過年度分</td> <td>2,182,000円</td> <td>617者</td> </tr> <tr> <td>交通事故等損害賠償金</td> <td>過年度分</td> <td>1,042,731円</td> <td>6者</td> </tr> </tbody> </table> <p>（監査：平成27年10月16日）</p>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	放置違反金	現年度分	3,060,000円	194者	放置違反金延滞金	過年度分	2,182,000円	617者	交通事故等損害賠償金	過年度分	1,042,731円	6者	<p>7 警察本部 未納者に対し電話、訪問催告等を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成27年度末において次のとおりとなった。 引き続き、電話、訪問等による早期収入に取り組んでいく。 （一般会計）</p> <table border="1" data-bbox="853 1108 1444 1346"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放置違反金</td> <td>現年度分</td> <td>1,712,000円</td> <td>69者</td> </tr> <tr> <td>放置違反金延滞金</td> <td>過年度分</td> <td>2,180,000円</td> <td>616者</td> </tr> <tr> <td>交通事故等損害賠償金</td> <td>過年度分</td> <td>1,042,731円</td> <td>6者</td> </tr> </tbody> </table>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	放置違反金	現年度分	1,712,000円	69者	放置違反金延滞金	過年度分	2,180,000円	616者	交通事故等損害賠償金	過年度分	1,042,731円	6者
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																														
放置違反金	現年度分	3,060,000円	194者																														
放置違反金延滞金	過年度分	2,182,000円	617者																														
交通事故等損害賠償金	過年度分	1,042,731円	6者																														
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																														
放置違反金	現年度分	1,712,000円	69者																														
放置違反金延滞金	過年度分	2,180,000円	616者																														
交通事故等損害賠償金	過年度分	1,042,731円	6者																														

平成27年度定期監査の結果に添える意見に対する改善状況

監査の結果	措置の内容
<p>1 情報機器の適正な管理について</p> <p>パソコン等の情報機器の管理や利活用については、これまでも監査意見を付し、注意喚起を行ったところであるが、未だに不適切なものが次のとおり見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品管理システムへの入力が行われていないもの ・物品管理システムへの入力が行われているものの、現物の所在が不明となっているもの ・不用となり再利用されないノートパソコンが返納されず保管されているものやそれらを所属で廃棄しているもの ・購入したパソコンが長期間使用されていないもの <p>については、次により、情報機器の適正な管理を徹底されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品管理システムと利用実態が合わないものについては、十分な調査を行い、山口県物品規則等の関係規定に沿った適正な処理を行うこと。 ・不用となり再利用されないノートパソコン等については、所属で廃棄することなく、物品管理課へ速やかに返納すること。 ・パソコンの購入に当たっては、所属の実態を的確に把握し、必要性、数量等を十分検討すること。 	<p>1 情報機器の適正な管理について</p> <p>情報機器を含む備品等については、各所属に対して、毎年7月の「物品整理月間」に物品管理システム上の備品一覧表と現物を照合する自主検査を行うよう指導しており、照合の結果、利用実態と合わないものが判明した場合には、速やかに書類上の追跡調査等を行い、適正に処理することを求めている。</p> <p>また、各所属で不用となり再利用されないノートパソコン等については、物品管理課において一括して計画的な売払いを進めるため速やかに返納するよう、物品会計事務職員研修会等で周知徹底に努めている。</p> <p>今後も、研修会や物品会計検査等を通じて、情報機器の適正な管理について徹底を図ってまいりたい。(物品管理課)</p> <p>平成27年度の教員用コンピュータ整備に当たっては、各学校の更新予定台数を精査し、必要台数分の予算令達を行った。(教育政策課)</p>
<p>2 時間外勤務手当に係る事務の適正な処理について</p> <p>時間外勤務手当の支給に係る事務について、次のとおり不適正な処理が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務・休日勤務命令簿により決裁を行っていなかったもの ・同一週を超えて勤務日と週休日とを振り替えたにもかかわらず時間外勤務手当を支給していなかったもの ・週休日の振替を行い、勤務日となった日の時間外勤務手当の支給割合を誤っていたもの ・時間外勤務が1ヶ月60時間を超えた場合に時 	<p>2 時間外勤務手当に係る事務の適正な処理について</p> <p>総務担当者を対象とした給与・休暇制度の説明会を毎年度実施しており、総務担当者が支給割合等を確認する時間外手当については、資料中に具体的な例示や時間外命令簿の記載例を入れるなどの工夫を行い、丁寧に説明を行っているところである。</p> <p>今後も引き続き機会を捉え、関係規定等の説明を行い、適正な処理の徹底を図ることとする。(人事課)</p>

<p>間外勤務手当の対象となる時間数や支給割合を誤っていたものなど</p> <p>については、関係条例等の更なる周知に努めるとともに、それらに基づく適正な処理を徹底されたい。</p> <p>3 収入証紙の適正な取扱・処理について</p> <p>収入証紙について、申請書等に貼付された収入証紙に消印を押していなかったものや収入証紙特別会計から一般会計への繰出金額の報告を誤っているものなど、その取扱いや処理に不適正なものが見受けられた。</p> <p>収入証紙は、現金と同様に厳格な取扱いが求められることから、収入証紙の貼付額を確認し、確実に消印することや、繰出金額の報告に当たって、貼付額を関係書類に基づき正確に確認することなどについて、改めて担当者の意識の徹底を図るとともに、各所属において、組織的なチェック体制の強化に努められたい。</p> <p>4 税外収入未済の解消について</p> <p>税外収入未済については、これまでも債務者に対する訴えの提起等の法的措置への移行等、債権回収へ鋭意取り組まれてきたところであるが、平成26年度の税外収入未済額は55億3,840万円と、依然として多額の滞納債権を抱えている。</p> <p>こうした中、「山口県債権管理条例」が平成27年4月に施行されたことを踏まえ、同条例に基づき、本庁・出先機関が十分連携の下で、各債権の性質に応じた組織的な債権管理を行い、債権の保全・回収等の取組みを一層強化するとともに新たな収入未済の発生防止に取り組まれたい。</p>	<p>3 収入証紙の適正な取扱・処理について</p> <p>繰出金額の報告について、複数の職員による確認体制とするなどの留意事項を改めて通知した。</p> <p>新任会計職員研修会（6月上旬）や現任会計職員研修会（7月下旬）において、収入証紙の適正な取扱い及び処理の全般に係る研修を新たに実施し、担当職員への周知徹底に努めている。</p> <p>会計検査（8月～1月）の検査事項に、収入証紙に関する事項を追加し、実地指導を通じて、適正な事務処理の徹底を図る。（会計課）</p> <p>4 税外収入未済の解消について</p> <p>条例の施行を契機に、各債権の性質に応じた組織的な債権管理が行えるよう、各部局に債権管理者を設置し、部局全体で債権管理に取り組む体制を整備した。</p> <p>また、債権管理者会議等を開催し、部局間の連携や全庁的な進行管理を図ってきたところである。</p> <p>今後は、一定の要件を満たす債権を放棄するなどして債権管理業務の効率化を図ることにより、新規滞納債権の早期回収などにこれまで以上に力を注いでいけるよう、債権所管課と連携を図りながら、取組みを進めてまいりたい。（税務課）</p>
--	--

